

## ～令和6年度橿原市エコライフハウス推進事業～

## 橿原市定置用リチウムイオン蓄電池設備設置補助制度 募集要領

再生可能エネルギーの普及を促進し、温室効果ガスの削減を図り、地球温暖化防止対策を推進することを目的として、居住用の市内住宅に定置用リチウムイオン蓄電池を設置する方に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

なお、橿原市には大和三山をはじめとした豊かな自然環境や藤原宮跡、橿原神宮、今井町などの多くの歴史的環境など様々な要素が織りなし重なり合っ、日本を代表する景観を形成していることから、景観を保全し次世代に継承することを目的として、各種の条例や計画が定められています。

定置用リチウムイオン蓄電池を設置される方は、景観への配慮に関する手続きを完了した上でなければ、補助対象とはなりませんのでご注意ください。(詳しくは、2ページをご覧ください。)

## (目次)

1. 申請場所	…	P.1
2. 景観への配慮に関する手続き	…	P.2
3. 補助制度と手続きについて	…	P.3
1. 補助内容	…	P.3
2. 補助対象者	…	P.3
3. 申請のために必要な書類	…	P.4
4. 受付期間と申請先	…	P.5
5. 交付の決定及び支払い	…	P.5
6. アンケートにご協力ください。	…	P.5
7. 注意事項	…	P.5

問合せ・申請窓口：橿原市役所 環境部 環境政策課

受付時間：8時30分～17時15分（土曜日、日曜日及び祝日、年末年始を除く）

住 所：〒634-8586 橿原市八木町1-1-18（本庁舎北館1階）

電 話：TEL 0744-47-3511（直）

# 1. 申請場所

郵送申請不可

手 続 き	課 名	所 在 地
主な申請	環境政策課	<p data-bbox="901 324 1332 358">橿原市役所本庁舎（北館1階）</p>  <p data-bbox="805 380 869 504">N 4</p> <p data-bbox="869 448 965 571">北館 1階</p> <p data-bbox="1045 481 1252 548">公園緑地景観課</p> <p data-bbox="1252 481 1316 526">出入口</p> <p data-bbox="1173 560 1268 705">市民 協働課</p> <p data-bbox="1300 616 1380 705">道路 河川課</p> <p data-bbox="949 728 1109 840">世界遺産登録 推進課</p> <p data-bbox="933 896 1109 1008">環境政策課</p> <p data-bbox="1300 851 1380 929">建設 管理課</p> <p data-bbox="869 1041 933 1108">出入口</p>
景観手続き	公園緑地景観課	

## 2. 景観への配慮に関する手続き

橿原市には、景観を保全し次世代に継承することを目的として、各種の条例や計画が定められています。定置用リチウムイオン蓄電池の設置に際しては、事前に、市公園緑地景観課において、エコライフハウス設備設置に係る景観等確認報告書の確認印を取得することが必要です(この書類は交付申請時に必要ですので大切に保管してください。ただし「要」欄にチェックを受けた場合は、その手続を済ませてください。)

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

市公園緑地景観課（橿原市役所本庁舎北館1階）

Tel 0744-47-3516（直）

受付時間 8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

・景観関連条例及び計画、安全面を配慮し、定置用リチウムイオン蓄電池は地上面での設置をお願いします。

・下記地域や地区については、所定の手続きが必要となりますので、それぞれの担当課へお問合せください。

○特別史跡藤原宮跡、特別史跡本薬師寺跡、史跡丸山古墳

⇒ 文化財保存活用課（Tel47-1315 直）

○今井町伝統的建造物群保存地区

⇒ 今井町並保存整備事務所（Tel29-7815 直）

### 3. 補助制度と手続きについて

#### 1. 補助内容

補助対象者に一律5万円を補助します。蓄電池容量が1kwh以上の未使用品システムを住宅に設置。

- ※ リースは対象外です。
- ※ 補助金の交付は、1住宅につき1回限りしか受けられません。
- ※ 補助金申請は先着順で、エコライフハウス推進事業の交付累計額が予算に達したときは、この補助制度は終了となります。ただし、予算残額が、上記補助の区分に応じた補助金額を満たさなくなった場合は、その時点での予算残額を補助金額として交付いたします。

#### 2. 補助対象者

- 次の(1)から(4)までの全ての要件を満たした方が対象となります。
  - (1) 檀原市エコライフハウス設備設置に係る景観等確認報告書の手続を完了した方
  - (2) 次のいずれかに該当する方
    - ① 市内に住所を有する方で、住宅用太陽光発電システムが既に設置された市内の自ら居住する1戸建住宅に**令和6年4月1日以降**に定置用リチウムイオン蓄電池を設置した方
    - ② 市内に住所を有する方で、自ら居住する1戸建住宅に住宅用太陽光発電システムを再生可能エネルギー発電に関する電力供給契約を電力会社と締結され、**令和6年4月1日以降**に定置用リチウムイオン蓄電池を併せて設置した方
    - ③ 市内に住所を有する方で、自ら居住するために住宅用太陽光発電システムと定置用リチウムイオン蓄電池が既に設置された1戸建新築住宅を**令和6年4月1日以降**に購入した方
- ※共同住宅は対象外
- ※領収書の発行日を設置完了日とみなします。
- (3) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)の認証を受けたもの又は当該認証を受けたものと同等以上の性能がある定置用リチウムイオン蓄電池を設置した方
- (4) 檀原市税(市県民税、固定資産・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税)を滞納していない方

### 3. 申請のための必要な書類

#### ○ 申請方法

- ①市公園緑地景観課において、エコライフハウス設備設置に係る景観等確認報告書の確認印を取得してください。
- ②定置用リチウムイオン蓄電池を設置し、設置に関する支払いを済ませてください。
- ③必要書類を整え、市環境政策課の窓口までご持参してください。

(※郵送による対応はいたしません。くれぐれもご注意ください。)

#### 【必要書類】

- ① 檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 檀原市エコライフハウス設備設置工事完了証明書（様式第2号）
- ③ 檀原市エコライフハウス設備設置工事内訳明細書（様式第3号）
- ④ 檀原市エコライフハウス設備設置に係る景観等手続確認報告書（様式第4号）  
※ 報告書の受付印は市公園緑地景観課で受けてください。  
また、P.2「景観への配慮に関する手続き」に記載されている一部地域についてはそれぞれの担当課で所定の手続きが必要となります。届出書又は許可書の写しも併せて提出してください。
- ⑤ 工事請負契約書の写し又は売買契約書の写し（定置用リチウムイオン蓄電池が設置された新築住宅を購入した場合は売買契約書の写し）
- ⑥ 定置用リチウムイオン蓄電池設置費に係る領収書の写し
- ⑦ 定置用リチウムイオン蓄電池の仕様がわかる仕様書等（一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の認証を受けたもの又は当該認証を受けたものと同様以上の性能を有することが証明できるもの）
- ⑧ 住民票原本（発行後3ヶ月以内で、定置用リチウムイオン蓄電池設置場所と同じ住所が記載されたもの）
- ⑨ 檀原市税の滞納がない証明書の原本  
○檀原市で課税のある方…納税証明書（市税）又は完納証明書（市税）の原本  
○檀原市で課税のない方（当該年度1月1日に檀原市に住民票がない方や非課税の方など）…未納が無い証明書（市税）の原本  
いずれも3ヶ月以内に檀原市で交付をうけたもの（交付場所：市民窓口課・収税課）  
※証明書を発行する直前に納税された場合、納付データが反映されていない場合がありますので、納税証明書の発行の可否については、納税義務者ご本人から檀原市収税課（Tel.0744-47-2636）までお問合せください。
- ⑩ 定置用リチウムイオン蓄電池の設置が分かる写真（カラー）と住宅用太陽光発電システムの設置が分かる写真（カラー）の2種類  
※設置状況が分かりやすく、太陽光パネルが屋根に載っていることが分かる家屋全体の写真
- ⑪ その他市長が必要と認める書類

**※添付書類の契約書（写）、領収書（写）等の印紙税額に誤りのある場合は、受付できませんのでご注意ください。**

※交付申請者と契約者（領収書に記載されている方の氏名）が異なる場合は、交付申請者と同居家族であることを証するものの提出が必要です。

※代理人（同居家族は除く。）が申請する場合は、檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付申請書類提出委任届（様式第5号）を提出してください。

## 4. 受付期間と申請先

- 令和6年5月1日（水）から令和7年3月31日（月）まで  
（ただし予算残額が無くなった時点で、この補助制度は終了します。）  
市環境政策課にて受付  
檀原市八木町 1-1-18（本庁舎北館 1 階）  
TEL 0744-47-3511（直）  
8:30～17:15（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

## 5. 交付の決定及び支払い

- 必要書類の審査や調査を行い、補助金を交付すべきものと認めた時は、申請者に檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付決定通知書（様式第 8 号の 1）及び檀原市エコライフハウス設備設置補助金交付請求書（様式第 9 号）を送付します。
- 上記の補助金交付請求書に必要事項を記入の上、14 日以内に提出してください。（郵送可）  
請求書に基づき補助金の交付をします。（申請受付日により交付時期が異なります）  
※虚偽その他不正な行為等により交付決定を受けた場合は、決定を取消し、補助金の返還を求めることがあります。

## 6. ご協力ください

- 補助金の交付を受けた人は、次の調査報告にご協力をしてください。
  - （1）『奈良の環境家計簿』の登録
  - （2）檀原市地球温暖化対策地域協議会（エコライフかしはら）が実施する事業への参加

## 7. 注意事項

- （1）必要事項の記入漏れ、誤り、不足書類等がありましたら受付できません。
- （2）消せるボールペンは、使用しないでください。
- （3）金額を訂正等で訂正された書類は受理できないので、再作成をお願いします。
- （4）定置用リチウムイオン蓄電池の設置に係る書類につきましては、設置後 5 年間保管してください。

### お問い合わせ

檀原市役所 環境部 環境政策課  
〒634-8586 檀原市八木町 1-1-18  
（本庁舎北館 1 階）  
TEL (0744) 47-3511（直）